

# 全国



# 第2128号

ぜんこくしぎかいじゅんぽう

# 市議会旬報

令和2年 8月5日  
(2020年)

毎月3回5の日に発行  
発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03 (3262) 5234  
旬報 TEL 03 (3262) 2309  
発行人 滝本 純生  
http://www.si-gichokai.jp



議長会HP

## 非常災害 特定

## 解体の自治体支援

# 「半壊」住宅も―政府

政府は特定非常災害（※1）で被災した住宅を自治体が解体・撤去する費用について、「全壊」だけでなく、「半壊」も国の補助対象として制度化することを決めた。近く要綱や各都道府県への通知（※2）を改正する。

小泉進次郎環境相が令和2年7月豪雨の被災地視察後、対象を拡大する方針を示していた。近年の東日本大震災（2011年）や西日本豪雨（18年）などの災害時には、実際には「半壊」も対象に加える運用をしてきたが、制度としては確立していなかった。対象の被災家屋には国が「災害等廃棄物処理事業費補助金」を出すなどして解体・撤去費のほとんどを支援する。

同相は政府方針を正式に表明した7月21日の閣議後会見で「これからは特定非常災害に遭って大量の災害廃棄物が発生し、対象の被災家屋には国が「災害等廃棄物処理事業費補助金」を出すなどして解体・撤去費のほとんどを支援する。①死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生②住宅の倒壊等の多数発生③交通やライフラインの広範囲にわたる途絶④地域全体の日常業務や業務環境の破壊―などを総合的に

## 本会「被害認定 柔軟に」

野尻哲雄会長（大分市）をはじめ本会の正副会長によるこれまでの被災地視察では、各地から「国の被害認定が硬直的過ぎる」と悲痛な声が上がっていた。

これら現場の声を受け、本会は、令和2年7月豪雨被害も念頭に、同月16

日付書面開催の建設運輸委員会で、①浸水高や堆積土砂の深さ認定で、弾力的運用をする②被災者生活再建支援制度の支援金の支給対象を半壊・一部損壊まで広げる―など国に柔軟な対応を求める要望書を決定している。

## 新型コロナ 感染者も3万人超え 死者も1000人

新型コロナウイルスによる全日本の感染者が7月下旬で3万人、死者も千人を超えた。その後も各地で感染者が増え続けている。感染者の都道府県別では最多の東京都が1万人を大きく超え、次いで大阪府、神奈川県、埼玉県が続いている。第一波の後、しばらく収束傾向を見せていたが、人の移動が多くなるに連れて再び感染拡大の勢いが強まった。東京都では同月末にかけて新規感染者が3000人を超す日も出た。

### 勘案する。

### ①略

（内容）行政上の権利利益に係る満了日の延長（例、運転免許の期限延長）などが受けられる。（適用例）①阪神淡路大震災（1995年）②新潟県中越地震（2004年）③東日本大震災（11年）④熊本地震（16年）⑤西日本豪雨（18年）⑥台風19号（19年）⑦令和2年7月豪雨（20年）

現行通知「災害等廃棄物処理事業の※2取扱いについて」

▽補助対象となる事業内容  
1 ごみ処理

### お知らせ

旬報8月15日付第2129号は、8月25日付2129・30号の合併号として発行します。